

千葉市公告第815号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月22日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社そごう・西武 そごう千葉店
所在地 千葉市中央区新町1000番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会そごう・西武
代表者の氏名 代表取締役 田口 広人
住所 東京都豊島区南池袋一丁目18番21号

名称 センシティブルディング管理組合
代表者の氏名 理事長 本間 生夫
住所 千葉市中央区新町1000番地

3 変更した事項

設置者の代表者氏名
変更前 林 拓二
変更後 田口 広人

4 変更の年月日

令和5年8月1日

5 変更する理由

代表取締役変更のため

6 届出の年月日

令和5年9月1日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年9月22日から令和6年1月22日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで